



すべての人が安心して暮らせるために ～生活困窮者自立支援制度について～

一つ目は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」です。生活困窮者が目指す自立とは、経済的自立・日常生活の自立・社会生活の自立です。生活困窮者の多くは自信や自己肯定感・自尊心を失い傷つきやすくなっています。一人ひとりをかけがえのない存在として受け止め、支援していくことが大切です。

二つ目は、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」です。生活困窮者をもつ多様で複合的な課題を解決するためには、地域住民・関係機関・行政等が協働で取り組むことが求められます。

また、誰もが地域住民の一人として、持っている力を発揮しながら生活できる環境をつくる必要があります。

制度の対象者

平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行に伴う生活困窮者自立支援制度が始まり、一年が過ぎました。生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために創設され、生活保護制度とは密接な関連があります。

生活困窮者と生活保護受給者への自立支援が切れ目なく、状況に応じた支援が一体的に行われることで、住民の生活を支えるセーフティネットは有効かつ強固なものになります。

制度の目標

厚生労働省が示す生活困窮者自立支援制度には二つ目標があります。

具体的な支援の内容について

生活困窮者自立支援法では、必須事業として自立相談支援事業・住居確保給付金事業があり、任意事業として家計相談支援事業を4月から実施しています。

自立相談支援事業では、生活の困りごと、不安について支援員が相談者の声を聞き、思いを尊重しながら、自立に向けた支援をします。

住居確保給付金事業では、離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

家計相談支援事業では、家計の現状の「見える化」を図り、出納管理の支援、滞納の解消、債務整理等の相談支援を行い、支援対象者の生活意欲の向上や生活の安定につながる取り組みを行っていきます。

ご相談ください

市においては、すべての人が安心して暮らせるために、生活に困窮する人の相談等に応じています。相談や申請の秘密は守られ、必要に応じて各種制度等の案内もしています。ひとりで悩まず、まずご相談ください。

問い合わせ

社会福祉課保護係（福祉会館内）
☎ 22-7742
社会福祉協議会（ふくしの駅内）
☎ 22-51331

人権擁護委員の森川愛子さんと坂本忠明さんが表彰されました

人権擁護委員としての功績が顕著であったとして、市人権擁護委員の森川愛子さんと坂本忠明さんが、6月15日に開催された広島県人権擁護委員連合会総会において表彰されました。

全国人権擁護委員連合会長表彰

森川 愛子さん（竹原地区）

広島法務局長表彰

坂本 忠明さん（吉名地区）

